

智法編『洞上祖憲録』について

長谷部 幽 蹊

去る昭和五十六年十月に、筑波大学を会場として開催された日本宗教学会学術大会において「洞上祖憲録について」と題し、この小論に述べられている内容について概略紹介し、そのレジメを『宗教研究』に寄せたのであるが、十分意を尽さざるところあるをもって、この度重ねて稿を為り、遺を補い、剗齋氏の手に委ねることとした次第である。

なお先年（昭和五十三年四月以降）在外研修員として、台湾大学で研究に従事していた際、修訂中華大藏經会編集副主任林覚非居士は、普慧藏の一部である本書の刊本を貸与せられ、また同会書記、蘇英彦氏は多忙な中を研究に種種便宜を与えられた。本稿の成るについては両氏に負うところが多い。特に記して深甚の謝意を表したい。

一 普慧大藏經と洞上祖憲録

智法編『洞上祖憲録』について（長谷部）

本書が中国における洞上一宗の子孫が則るべき法憲宗風の綱要を述べたものであることは、書名からも容易に推測できるであろう。編者智法は自叙の中で、洞上の諸祖のうち、洞山より始めて、壽昌、顯聖の両支派に及ぶ歴代の宗匠が、生平有するところの提訓、極簡にして能く人の徹証を発し易きものを輯成して一本としたといい、また上代の憲章を祖述したものであるところから、祖憲録と名づけたといっている。

版本の形で現存するのは、中華民國三十三年、上海静安寺路の西辺にあった静安寺において、釈芝峰、范古農等、仏門縉素の篤学者の手によって編纂公刊された大藏經、普慧藏の一部に編入された翻印本のみである。この時点で、清代に刻出された刊本が存したことは本書巻頭の註記によ

つても明白であるが、今日その所在は知られていない。既に別の機会に概略紹介したところによって明かなように、⁽¹⁾普慧藏經には、他に『景德傳燈録』『祖燈大統』『祖燈辨訛』『正名録』等の禅籍が収録されている。⁽²⁾傳灯録は別として、本書を含めてこれらの書は、何れも清朝の康熙年中において、従前の洞門の伝灯説に異議を挟み、新説を唱導しようとした一連の学匠の手に成るものである。

ところで上掲の諸書は、洞濟両宗の諍論との係わり、また教線の推移などの問題とも絡んで、版本の刻出後、広く世に行われることなく、普慧藏所収本もわが国へは伝わらなかつたようである。⁽³⁾洞宗の伝統に重大な関係を有する、しかも既に逸失したと思われていた版本が、一括して普慧藏に収録されるに至った背景や経緯については興味の存するところであるが、今は説明すべき手掛りが得られない。

修訂中華大藏經會に蔵せられている洞上祖憲録は、版式、書冊の体裁など、すべて他の普慧藏諸本と異るところはない。即ち縦二十五糵弱、横十五糵強、薄茶色の紙表紙を附した線装の狭長本で、一紙十六行、毎行四十一字、⁽⁴⁾鉛印、全十六卷、三冊から成るものである。第一冊は巻一から巻五まで、第二冊に巻五から巻十一、第三冊に巻十二から巻十六

までをそれぞれ収めている。第一冊が二百十四頁、第二冊が、二百四十二頁、第三冊は二百十一頁となっており、紙数の合計は六百六十七頁に上る。原刻本については、普慧藏本の巻首、内題下の割註の記によつて、康熙甲子（一六八四）杭州の瑪瑙山房で刻出されたものであることが僅かに知られるに過ぎない。ここにいう瑪瑙山房は、祖燈大統が印刻された杭州錢塘県、寶雲山下にあった瑪瑙寺仰山房⁽⁵⁾の略称であると考えられる。湖北に化門を開いた智伝⁽⁶⁾が、遠く離れた杭州の地において本書開版の事に當つたのは、淨符による洞門の伝灯に係わる新説唱導の事業を贊助する意味も含まれていたと解せられるのである。祖憲録が、この瑪瑙山房で刻出されるに至つた事情や経過などについて、智伝は何等いうところがないが、⁽⁷⁾本書の成立には、康熙初年から二十年前後にかけての、杭州周辺を中心とした禅宗諸派の対立抗争が、直接間接に絡んでいることは疑いない。その点から当時における教団の動向を一瞥する必要があると思われる。

二 洞上祖憲録の成立をめぐる

清の世宗の治世、順治十一、二年の間、五燈嚴統の記述

内容に関連して、当事者費隱容、それに善庵問、繼起儲と
いった済家の諸師と、覺浪盛、三宜孟、遠門柱、百愚斯
等、洞門の宗匠との間に意見の対立を生じた。

康熙元年には晦山顯によって「天王寺碑」が撰述され、
康熙六年から七年にかけて、この碑記に関する諍論が起こ
り康熙十一年、位中淨符は、『祖燈大統』九十八卷、次いで
『祖燈辨訛』二巻を編述し、その中で丹霞淳以下五代の重
出を指摘し、鹿門覺を芙蓉楷に直接する法系を立て多くの
傍証資料を挙げて、その正当性を力説した。この説は必ず
しも淨符の創唱するところとはいいい難いが、これを契機と
して、賛否両論交々起こり、相互に批判、反論が繰り返さ
れ、容易に決着をみるには至らなかつたようである。⁽⁹⁾

それより凡そ十年を経て、淨符の法姪に当る智法は、蹶
然起つて本書の編述に着手し、淨符の立てた法灯説を繼承
しながら、語録、金石碑文等、さらに広く資料を涉臘し、
部分的にはより詳細厳密な考証を施してこの書を上梓し、
世に問うたのであった。

清初には、『祖庭指南』『徑石滴乳』『南嶽單傳記』『佛祖
正傳古今捷録』など、済家の伝灯を録した家譜灯書が相次
いで版行されている。これに対し洞門でも、散逸して今は

智法編『洞上祖憲録』について（長谷部）

伝本を見ないものが多いが、道盛の手に成る『傳燈正宗』
や、淨符による『洞宗續燈』『洞宗源流祖圖』等の書が撰
述された。智法の『洞上祖憲録』は、洞上の宗旨を叙べた
ものとして、『青原嫡唱』『洞宗彙選』⁽¹⁰⁾に次ぐ位置にある。
これらの灯録や世譜等は、江南における洞門の教線のめざ
ましい進展、教団勢力の増大を背景として成立したものと
いえるであろう。

康熙二十年辛酉（一六八一）から二十一年壬戌にかけて、
智法は洞上祖憲録十二巻を編述し印行したのであるが、康
熙二十二年、璉知蔵に命じて江浙に走らしめ、洞宗の知識
五十三員⁽¹¹⁾の語録を入手して統集に備え、翌二十三年、洞宗
の世次を考正した一文を本書の初刻本の前に附し、後に蒐
集した資料によって新たに二百九十章を加筆することを得、
これを分つて四巻となし、先に版行した十二巻と合して十六
巻の書とした。ここにおいて、今日われわれが見るところの
洞上祖憲録の原形が完成した。民国三十三年に普慧蔵の編
者が、これをそのまま翻刻して蔵経に編入したとみられるの
である。

ところで普慧蔵所収本の第十三巻以下には、各巻の題下に、
蘄水泰春山嗣祖沙門智法湘翁氏續輯と見えている。よ

つて十三卷以下は、康熙二十三年に成立した部分であることが知られる。けだし智法はこの書の増集本を出すに際し、先に印行した十二巻本を解体し、新たに入手した資料をこれに加えて再編成するという労を避け、統輯部の四巻を前集に附加したに留まる。その事は、本書の巻第十二は、青原三十七世¹²、巨音選で終っているが、統輯部の首巻に当る巻第十三は、二代遡って、青原三十五世に列せられる間然謚から始まっており、青原三十六世についても、前集に洩れた十名の伝ならびに法語を、ここに補足追録しているだけであることからしても明白である。

三 洞上祖憲録の内容

本書には、前輯の十二巻に洞山良价から巨音選まで一百三十三人、統輯部四巻に間如元謚から靈燄大燭に至る五十三人、合計一百八十六人に上る洞宗歴代の師僧の略伝、投機の因縁、上堂して僧衆に開示した説法の語などが抄録されている。

智法が本書を編述した主たる目的は、洞上の伝灯を叙し、当時なお異論が存し、定説をみるに至っていない¹³かった鹿門覺以下の師承関係を明かにし、兼ねて本師淨壁、その

師明雪をはじめ、一門諸師の芳躅を顕彰するところにあつたとみられるのである。初刻本においては、なお十分に疑を決するまでには至らなかつた¹⁴と見え、増集本を出すに当り、洞宗世次考正を着して巻首に附し、五代暈出の訛を指摘し、法灯相統の次第を明かにして、従来更疊あり、間々乱脈の状が認められる洞宗歴代諸祖の世數位次を確定せんとしたもののようである。

洞宗世次考正は、凡そ二十則から成っている。智法は初めに、自覺塔記、鹿門法灯の塔銘、青州辯手書の塔記等からの抄出によつて芙蓉楷と鹿門覺との関係を弁じ、次いで松庭殿の拈香法語の引用に始まり、顯聖寺の南山に在った方念、圓澄、明有三祖塔の記に終る案照の文十七則の中で、数十種に上る灯録、塔碑の章句、勸文に徴し、主として會元續略が公刊されて以後、顕著に見られるようになったといわれる世数の誤伝を訂正しようとしているのである。

これより先、白巖淨符が祖燈大統を編述して、禪門二支五宗に属する二八七〇名¹⁴について立伝し、両宗の世系を史実に則して再編成する要を説き、洞宗については五世を削去するのを妥当としたのであつたが、智法はこの説を支持

し、補強せんとしたものである。しかし、各世代の表記は、淨符の立てた少林下のそれには依っていない。師が序文に自署するところによって、洞上正宗の称呼を採用していたらしいことが知られる。因みに淨符が、問題の五世を削去するに至ったのは、青州塔記を入手して以後のこととされている。續指月録の編者はこれを偽碑として斥け、⁽¹⁵⁾月涵潜も幾分の疑念を挟んでいる。この時批判の対象となった、そしてまた芙蓉楷と鹿門覺との係わりを立証する重要な手掛りを提供する青州塔記が、祖燈大統に見当らず、祖燈弁訛にも引用されていないのは不可解なことといわざるを得ない。⁽¹⁶⁾智法は洞宗考正の中でこれに言及し、洞上祖憲録の第二巻、普照希辯の条に、希辯手書と伝えられる記略の文を引き、師が皇統九年十二月十二日、亥刻に示寂したことを明記している。ここにおいてわれわれは、初めて青州塔記なるものの内容の一斑を知ることができたのである。

智法編『洞上祖憲録』について（長谷部）

る。この種の書において、洞上歴代諸祖の世数を画然と整理按配し、師承次第を一目瞭然たらしめ、万人にこれを周知徹底せしめるような配慮こそ必須のものであったと思われるのであるが、本書にそれが欠けているのは如何なる理由によるのであろうか。

智法が洞宗の世次に関して、考正の作業を開始したのは、十二巻本完成の翌年、即ち康熙二十二年のことである。続輯四巻の補修が成った段階で、全体を再編成することなく、前集に続輯分を後添した形で急遽公刊に踏み切っているところを見ると、差し迫った情況の中でこの十六巻本が、慌しく編纂刊行されたことを思わせるものがある。⁽¹⁷⁾そのため灯録としては十分整備したものとすることができなかつたのではないかと想像されるのである。洞上祖憲録と称しても、本書は、洞上一宗の伝灯において重要な位置を占める宗匠を洩れなく収録したものではない。世代の区分や得法の師名が標記されていないのは、法灯相統の次第を知る上に不都合であり、師僧名の表記の仕方が不統一である⁽¹⁸⁾のは参照利用に不便である。またある支派については、途中で若干の師僧を省いて収載していないため、恰も法系が中断したかのような形になっている。⁽¹⁹⁾このように叙

述の形式上、幾多の不備が存し、灯録としてはなお憚らぬものがあるとの謗りは免れない。近世に刻出された灯録類の中には、凡例の項を設け、編述の意図、方針、収録する師僧の範圍等を明記しているものも少なくないが、本書の纂輯に際し、如何なる基準に則って採録の事に當ったかについて、智法は全く触れていない。先にも少しく言及したように、その人選配列には必ずしも當を得ているとはいえない難いところがある。もともと本書は、灯録の記載に洩れた諸師について、遺物を拾い、簡なるを補うことを目的として応急的に編述されたものようであり、また上堂の法語を広範圍に収録しているところからみて、洞上の宗旨の特色、宗風の展開を述べることに力点が置かれていたと考えられるのである。ただ本書には、早く逸して伝わらない語録の類から、長文が引かれている例も若干あり、諸方を実地に踏査して新資料を入手し、従来不明確であった部分について疑を決し、その解明に資するところが少くない⁽²⁰⁾。他に極めて少数ではあるが、御之龍、蒲庵健など、既刊の灯録に収載されていなかった師僧についても立伝されており、資料的な価値という点でも、清代に版行された類書に比して遜色のないもの

であり、それらの欠を補うところが少くないことを附言しておきたい。

四 編者智法について

智法は顯聖派に属する瑞白明雪門下、萬仞淨壁の法嗣で、湘翁と号した。『正源略集』卷十三に、小參の法語が収められているものの俗姓、本貫、生卒年等については記すところがないから、その伝歴は詳かでない。『措黒豆集』卷七にも章次を列するが、正源略集と同文のものである。順治九年壬辰（一六五二）、淨壁は、先師入就白老人より授かった源流、拄杖をもって智法に附し、大法の弘通を命じたという。この時、同学の靈湫智澄、雪達智照の両師が、相ともに付囑を蒙つたと伝えられている。『法門鋤究』に収められている禅通劍叟の空是撫辰が、晦山戒顯に与えた書には、癸卯（康熙二年）天然湘大師、即ち智法が、生生林に晦山と邂逅したことが記されている。思うにこの時には、その前年、晦山が撰述した「天王寺碑」を廻つて、論議が戦わされたものであるろう。晦山は天然との面語を通じて、自ら記するところに誤りがあるのを知り、遺憾の意を表明したといわれている⁽²²⁾。

康熙六年、智法は法弟智照とともに、師淨壁の行状を撰したが、この頃智法は、すでに斬水の三祖天然寺⁽²³⁾に住していたとみられる。その後斬陽の白巖に遷ったが、本書の続輯編述の事に当った康熙二十三年の前後に、再び斬水泰春山に歸り、古三祖天然寺の至道軒に止住していたことが知られる。

『徑石滴乳』の編者石源機雲は、庚子年以後に、三祖古天然寺を過ぎり、ここに湘翁を訪い、叙して五宗に及んだと伝えられる。⁽²⁴⁾

康熙二十八年、智法は龍華寺⁽²⁵⁾に晋住し、この時、『散木正傳』を編述した。龍華は浙江省湖州府長興県東南、弁山にあった名刹で、瑞白雪、久黙音、離言義、元潔瑩といった洞門の宗匠が歴住しており、顯聖一派にとって、化導の重要な拠点の一つであった。しかしこれ以後における智法の動静は不明である。

智法の法嗣として、喆林吉、紫琿珉、雪庵睿、鐵庵清等⁽²⁶⁾四師の存在が知られており、以下来孫に当る者までは法脈を辿ることができる。即ちその法は前掲の紫琿珉から、憨如秀、得一善、廣仁能、中誠智⁽²⁷⁾と次第相承された。このように智法の法流は、後代まで存続し、宗風を伝えたようである。

智法編『洞上祖憲録』について（長谷部）

ある。

注

(1) 拙稿「普慧藏所収の禅籍一本について」愛知学院大学論叢 禅研究所紀要、第九号において。

(2) 普慧藏に収録された景德傳燈録は、修訂中華大藏經會には蔵せられていないが、別の経路によって台湾に伝わったものがあり、真善美出版社が、民国五十六年にその影印本を刊行し、これがわが国にも流布している。祖燈辨訛については前掲の拙稿において論及し、正名録に関しては、印度學仏教學研究三〇―一、に内容の概略について述べた。なお普慧藏の全貌を知悉する者は、台湾にも見出し得なかった。けだし本蔵既刊分のすべての書が、この地へ持ち込まれたのではないようである。

(3) これらの書は何れも中国本土で再版された形迹が認められず、康熙を過ぎて以後、ほとんど話題にも上っていない。民国三十三年、これらが一括して普慧藏に収められたのであるが、恐らく顯聖派有縁の者の末流が、秘かに初刻本を伝持していたものであろう。

(4) 前掲「普慧藏所収の禅籍一本について」五一頁、第六行、「四十字」とあるも、十の下に「一」字を脱す。ここに補訂。

智伝編『洞上祖憲録』について（長谷部）

- (5) 瑠璃寺は古く永福と称し、もと錢塘県西二里、孤山にあったと伝えられる。孤山寺と額を改めたのは大中祥符中とされている。紹興二年、台宗の智圓が北山瑠璃坡に埋葬されて以後、瑠璃寺を称したという。所在地は葛嶺の東、寶雲山下となっているが、錢塘門西北、巨石山下、寶稷山の南にあり、とも記されている。開運三年の建立で、治平二年に瑠璃と改額、紹興中、その地を延祥観としたので、この地へ移したといひ、また紹興中、四聖観と改められ、元代に萬壽、明代に廣化と改められたとの説もあり、寺伝に混乱が認められる。仰山房を仰山西房と記するものもある。
- (6) 但し本書の出版に関する庶務は、江浙の地で増補のための資料蒐集を行った遂知蔵が、兼ねて担当したものである。
- (7) 紀蔭編の『宗統編年』も、瑠璃寺仰山西房で版刻されているところを見ると、洞済の別を問わず、ここが鑲刻の業の中心であったとみられる。
- (8) 拙稿『祖燈大統』について、宗学研究第十九号、の中で、瑠璃寺仰山房で刊行された原刻本について紹介した。
- (9) この間の事情について、陳垣氏『清初僧諍記』卷一、濟洞之諍、五燈嚴統諍、晦山天王碑諍等の章において論説されている。
- (10) ここに挙げた諸書は、何れも逸して今は伝わらない。『正名録』に引用するところによって僅かにその存在が知られるのみである。
- (11) 卷十三、闕然謚から十六卷、靈燄燭まで合計五十三名、従つてこの部分は、すべて統集の際、後添されたものであることが判る。
- (12) 本書には世数は記載されていないが、前後の連がり、横の關係を確める手掛りとして、ここには一般に行われている青原下の世代数を附した。
- (13) この問題については、いまを遡る約十四年前、「洞門の動向とその系譜」と題する小論の中で取挙げて論じたことがある。それから凡そ四年後、石井修道氏が、主に『釈氏疑年録』の記に基いて、鹿門覺、青州辯、甘泉通の關係を詳細に考証された。「芙蓉道楷とその弟子たち」曹洞宗研究員研究紀要第五号。なお近年筆者がその存在を確認した『祖燈大統』『祖燈辨訛』にも関連した記述が見出されるが、智楷は『正名録』において、洞宗の諸師、三十余种の世次について精査し、博引傍証、もつて淨符のこれに関する主張が誤りなきものであることを明かにしている。
- (14) 他に未詳法嗣、王臣道婆等七十四名を含む。
- (15) 續指月録の編者は、塔記に記述されている内容の矛盾を

突いて、その真憑性に疑いありとしているのであるが、子淳の塔銘に見える年時と、正名録に引くところが相違していることなど考え合せると、実地に現物に即いて検討した上でなければ確言できないところがある。しかし淨符の側に、偽碑を捏造する必要があったとは考えられない。

- (16) 祖燈大統には、希辯が政和の間、鹿門に参じたとあり、他に覺の指示によって芙蓉を礼し、のち泗水、青州、燕京の諸寺に歴住したこと、示寂の年時が明記されていることなどが、會元續略と相違する主な点で、直接塔記からの引用はみられない。辨訛には、卷第二に、青州塔記として、関係部分が二行に亘って抄出されているのみである。淨符が別に稿を為って根拠を示したことも考えられるが、今に伝えるものはない。

- (17) 智法が「洞宗世次考正」を統輯に附しているところをみると、淨符が五世削去を提唱して以後、この時点に至るものなお確定的な結論に達していなかったと想像される。そのため論難や質疑に應える必要があったものであろう。これについては、さらに智楷の論証を俟たねばならなかった。

- (18) 本書では、諱の上に住山の寺名を冠した例が多いが、(定国無方のごとき) 寺名と諡号の組合せもある(大洪慧照) など齊合を欠くところがある。

- (19) 例えば自得暉下の三世を欠き、その後唐突に雲外岫の名

智法編『洞上祖憲録』について(長谷部)

を挙げ立伝しているとき。

- (20) 本書に収録されている諸師のうち、唐宋時代の宗匠の伝や機語に関する限り、旧録の記載を補うところはほとんどないといつてよい。編者と直接繋がり深い諸師については、とくに多くの紙数を割いているが、祖燈大統の記述の方が詳しいことも少くないから、依拠した原資料は同じでも、この書は直接に大統を承けるものとは見なし難い。

- (21) 四刻『鋤亢箋解』三十紙。なおこの書には「天然は考すべきなし」とあるから、存在さえ認められていなかったかの感がある。

- (22) なお晦山は、翌康熙三年に四祖山に遷っているから、その後も両者の間に交流があったと考えられる。

- (23) 『湖北通志』には、天然寺は、蘄水県青獅山にあったとされている。後述する石源の行履から推して、智法がここに入山したのは、順治末年から康熙初年頃であったと推測される。

- (24) 康子は順治十七年(一六六〇)に当る。この年から癸卯、即ち康熙二年までの間の何時か、『五燈全書』卷一〇二補遺、卅續藏、中国仏教会影印本、一四一冊五〇三b、参照。

- (25) これより先、康熙十九年以後、龍華には、道目眼が住している。

(26) 智法門下の諱の系字は「徳」であったとみられる。

因みに『黔南續燈録』には、月印慶の嗣、淡雲光と弗會知とを曹洞三十一世に列している。この二師は智法の法嗣、喆林吉等と同世代であるから、十八世紀の初頭には、淨符や智法等が唱導した法系説が一部行われたことが知られる。しかし同書の割註の記によれば、さほど一般化してはいたわけではなかったようである。

(27) これら諸師は、諱の上一字が、「行」あるいは「福」であったとみられる。

五 祖憲録に見える青州辯の行履

洞上祖憲録には、清代の初頭、禪宗諸派の間に闘わされた洞宗世次の異説をめぐる論議において、最大の争点となつた鹿門覺とその師承関係解明の鍵を握る、法嗣青州希辯の伝歴が詳細に記述されている。とくに本書にはこの論争の導火線の役割を担うことになつた淨符の祖燈大統をはじめ、他の灯録に見えない希辯手書の記略なるものが収められているから、すでに一応決着をみたことではあるがここに青州辯に関する全文を採録することにした。

青州希辯の伝は、『五燈會元續略』『五燈嚴統』『續燈存稿』

『祖燈大統』『續指月録』『續燈正統』『五燈全書』およびこの『洞上祖憲録』を含め諸書に収録されているが、それらは何れも類似した構成を有するものである。即ち、

- 一、略伝
- 一、鹿門下における契悟の機縁
- 一、『青州百問』からの抄出の句
- 一、洞山四賓主の頌
- 一、浮山示投子十六題
- 一、五位頌

となつている。このうち續燈存稿に、契悟の機語を欠いていること、續指月録が、賓主の頌を文末に配していること、祖憲録は、浮山示投子十六題を収めず、代りに記略を載せていることなどを除いた外は、相互に共通するところが多い。但しそれぞれ若干文字の出入があるのはいうまでもない。

祖憲録には上述したように、目下のところ異本の存在は知られておらず、これを普慧藏に編入する時点においても校本はなかつたと明言されており、全体としては校合の手掛りとなるような資料を欠いている。しかし問題の青州希辯に関しては、自叙とされる塔記の略文を除いて、灯録に

記するところはおおむね一致している。よって次に關係個所の原文を掲げ、さらに参考のため、會元續略、祖燈大統、祖憲録等を比較して文句の出入を注記し、次いで和文の書き下し、注記等を添えておくことにする。

祖憲録の原文は、前述の如く毎紙十六行・四十一字となっているが、印刷の都合上、行・字数を変更し、また閲読の便を考えて適宜段落を分ち、全文を按配した。

句読点は原文のままとし、位置のずれや、誤りがあると思われる個所については注記した。

原文では、句点は○(白丸)、読点は●を以って表わし、これを右端下部に付し、字間を空けていないが、ここでは便宜上○、に改め、句点の次だけは一字空けた。

原文に一字分の空格を存する個所については、改行して文首を一字下げた。

字体は原文に従って旧字体を用いた。但し異体字は正字体に改めた。

青州普照希辨禪師⁽¹⁾

江西洪州黃氏子⁽²⁾。出家受具、精大小乘。政和間、遊方、參鹿門覺⁽³⁾。

問、盡大地是當人一卷經、盡乾坤是當人一隻眼、如何盡乾坤⁽⁴⁾、

智法編『洞上祖憲録』について(長谷部)

是當人一隻眼。門曰、汝被一卷經遮却也。師擬對。門曰、不快漆桶⁽⁶⁾。

師豁然得大透脫。受印記後、復秉命禮芙蓉楷祖。經年、深獲⁽⁸⁾

淘汰。出居泗水龍門山。宣和間、遷青州天寧。天會間、住⁽¹²⁾

燕京奉恩及萬壽。晚居仰山天眷。庚申、復領萬壽。師室中⁽¹⁴⁾

設百問、勘驗諸來。門人集成爲青州百問云。

問、聲前薦得、落在今時、句後承當、迷頭認影。作麼生是⁽¹⁷⁾

空劫已前自己。問、二邊純莫立、中道不須安。且道甚麼處⁽¹⁸⁾

相見、得箇端的。問、回頭轉位、直須戴角披毛。喚作畜生、

得麼。問、念念釋迦出世、步步彌勒下生。爲甚麼擬心即錯、

動念即乖。問、有口讚不盡、無言心自明。是則裂破虛空、

不是則鬼家活計。上人端的處、道將一句來。

是時門庭闊達、憧憧籌室透師旨趣極難。但北方二百餘年、

燕秦齊晉之間、入是宗者、皆其後學⁽²³⁾。

師嘗舉洞山所示、四賓主話。頌賓中賓曰、天涯奔走幾經春、

負學論功日轉貧、行海淵深須遍涉、義天空闊不容塵。頌賓⁽³⁰⁾

中主曰、衣穿瘦骨露無餘、獨鎮寰区暉太初、三尺匣中誅佞⁽³¹⁾

劍、百囊篋裏薦賢書。頌主中賓曰、丹墀邊靜九宮開、萬里⁽³⁴⁾

江山絕點埃、脫却欄衫戴席帽、聲聲只道那邊來。頌主中主⁽³⁶⁾

曰、重重幽鎖紫烟岑⁽³⁷⁾、古洞龍吟霧氣深、木女唱歸紅燄裏、
石人運步覓知音⁽³⁸⁾、⁽³⁹⁾

師作五位正偏頌曰、正中偏、斗柄初橫午夜前、密室不然
龍鳳燭、廣寒宮殿月當天。偏中正、玉女手攜無字印、失曉
崑崙暗皺眉、自然羞看秦時鏡。正中來、劍樹刀山也自摧、木
馬嘶聲離月殿、九重依舊鎖蒼苔。兼中至、大用縱橫無巧智、
漁歌樵唱謁金門、太平不是將軍致。兼中到、頭角不彰無異
號、珍弊都來門外談、縱橫肯落今時道⁽⁴⁰⁾、⁽⁴¹⁾、⁽⁴²⁾、⁽⁴³⁾、⁽⁴⁴⁾、⁽⁴⁵⁾、⁽⁴⁶⁾、⁽⁴⁷⁾、⁽⁴⁸⁾、⁽⁴⁹⁾、⁽⁵⁰⁾、

師後於金皇統九年臘月、示微恙。自手書記略曰、余法號
希辨、俗姓黃、曾祖先祖江南洪州人。元豐間、先祖守官安
陸、未終任捐館。余生安陸、十一歲丁父憂。服闋出家。十
八受具。二十歲遊方。先參雲門臨濟、後參襄州鹿門山政和
萬壽禪寺、第一代和尚諱自覺。政和五年冬雪夜、發明、拂
旦、印證、曰、汝眞吾宗再來人也。然汝不宜久住於此、宜往
山東沂州禮芙蓉和尚去、諱道楷。經半載、潛裝離鹿門、到鄧
州參諄誦二師。又過西洛、參少林初法王雅寶林深諸師、皆
蒙契可。迺遷遍參、遂至沂州、禮芙蓉老和尚。參侍經年、
深獲淘汰、并授記荊頌二首。次往襲慶府泗水縣龍門山菴
居。宣和間⁽⁵²⁾、青帥董待制、與三禪長老、備禮儀、命專使、請
住天寧寺。前後三請、不獲已應命、住經八載。本朝兵破青

社、遂至燕京。初住奉恩、次住華嚴、乃今萬壽寺是也。晚
住仰山天眷⁽⁵³⁾、三年入城、復住大萬壽寺。皇統六年九月、退
歸仰山。噫、余三十年、叨忝傳持宗旨、接待四來惟⁽⁵⁴⁾。一眞
諦示、學徒佛祖未生前事。未常以古人公案、惑亂初機、增
長識情知解。至左敲右擊、使伊皮膚脫落、獨露眞常。然後
痛下鉗鎚、於生死路上、穩步無疑而已。後之學者、深宜全
身放盡時中、如一息不來底人、忽然絕後重甦、始信不從人
得。金皇統九年十二月八日、病中書此、以爲塔記。
至十二日亥刻、師復書偈、端坐而逝。茶毘⁽⁵⁷⁾、建塔仰山棲
隱。當南宋高宗紹興十九年己巳。去芙蓉示寂、重和戊戌月
日、計三十一年。
天德三年三月十五日、宛平縣陽臺山清水禪院山主小師比丘
正寂、復建塔立石曰、師於當年十二月十二日、書偈垂誠、
怡然而逝。十五日茶毘。葬於仰山棲隱寺。正寂遂於茶毘灰
燼中、收拾微小靈骨、得舍利數十粒、復獲牙一枝。念先師
住持仰山萬壽、雖大振宗門、而彼二處立爲十方、惟清水度僧
近二百⁽⁵⁹⁾。若不建塔立石、切恐向後年深、失於依止、與衆共
議、遂建此塔以爲久遠之傳。

注

- (1) 『祖燈大統』(以下「大統」と略記)州の下に「府」字あり。
- (2) 『五燈會元續略』(以下「續略」と略記)は「希」を「一」に作る。「辨」本文辨、目次辯。
- (3) 續略「師」の後に「精究內典、貫通旨趣、及參鹿門、得言外旨、出住中都萬壽。當是時、北方二百餘年、燕秦齊晉之間、入是宗者、皆其後學。每向室中、設百問、勘驗學者。」の計五十六字あり。直にこれに続けて青州百問の抄文を載せる。
- (4) 大統には「黃氏子」の後に「元豐間、先祖守官安陸、生師。年十一丁父憂、服慙出家、十八受具。」の二十五字あり。「嘗精大小乘、二十遊方、政和間、參鹿門。」と続く。
- (5) 大統は「問」の後に、直ちに「如何是盡乾坤、是當人一隻眼。」との問語を置き、祖憲録に見える、質問の前提となる「盡大地、是當人一卷經。「盡乾坤、是當人一隻眼。」の二句を欠く。これなしには門の答語「汝被一卷經、遮卻也。」との連がり明確とはならない。従つてこの部分は、祖憲録の記述の方がより適切である。
- (6) 大統、門の後に「搖手」の二字あり。
- (7) 大統、「漆」は「漆」に作る。
- (8) 大統、「師」の後に「於是」の二字あり。
- (9) 大統、「記」字なし。
- (10) 大統、「後」に続けて「門嘗謂之曰、子吾宗再來人也。朕不宜久此。」の十七字より成る文あり。
- (11) 大統、「復秉命」の三字なし。これに代えて「當」字を置く。
- (12) 大統、「出居」を「初居」に作る。
- (13) 大統、「遷」を「出住」に作る。
- (14) 「眷」の右下端の句点はその上二字、山の右下端に置くが妥當ならん。
- (15) 大統、「設」の下に「百」字なし。
- (16) 大統、「勘驗諸來、門人集成、爲青州百問、云」に相当する部分を「勘驗殊殷、以故爲辭亦夥門人集之、曰青州百問、云」に作る。
- (17) 續略は、『青州百問』からの引用に際し、「一曰」で始め、「又曰」として語を繋いでいく形式を採り、祖憲録、大統は原文のまま「問」として語を続けていく形をとる。以下の句、青州百問(正統一一、二四―二所収)の第一問、第十六問、第十九問、第四十問、第十七問をそれぞれ引く。
- (18) 大統、「已」を「以」に作る。
- (19) 大統、「純莫」の二字なし。「二邊不立」に作る。百問、續略は祖憲録に同じ。
- (20) 大統、「須」字なし。

智伝編『洞上祖憲録』について(長谷部)

- (21) 續略、大統ともに「頭」を「途」に作る。
- (22) 大統、「塵」字なし。
- (23) 續略、大統、「是時門庭闊達」の六字なし。代りに「如是」とあり「憧憧」に続く。
- (24) 續略、「憧憧」を「憧憧」に作る。
- (25) 續略、大統、「透師旨趣極難」を「透斯語鮮焉」に作る。
- (26) 續略は、「北方二百餘年、燕秦齊晉之間、入是宗者、皆其後學」の一文を、青州伝の第二行「出任中都萬壽、當是時」の後に置く。但し句の初めの「但」字を欠く。
- (27) 續略は「師嘗舉洞山所示四賓主話」を「師嘗作賓主頌」に作り、「其賓中賓曰」として以下文を続ける。
- (28) 大統、「話」字なし。
- (29) 大統、「曰」を「頌」の下、「賓中賓」の直前に置く。従って「師嘗って洞山が示す所の四賓主を擧し、頌して曰く」となる。
- (30) 大統は「論」を「淪」に作る。
- (31) 大統は「遍涉」を「涉遍」に作る。
- (32) 續略、大統「塵」の下に「頌」字なし。
- (33) 大統は「瘦骨」を「骨瘦」に作る。
- (34) 續略、大統、「書」の下に「頌」字なし。
- (35) 續略は「邊」を「鞭」に作る。
- (36) 大統、「來」の下に「頌」字なし。
- (37) 續略は「重重幽鎖紫烟岑」を「重巖幽邃鎖烟岑」に作る。
- (38) 續略は「木女」「石人」を、それぞれ「石女」「木人」に作る。
- (39) 續略、大統は「知音」の後に「又頌」として、「浮山示投子十六題」計五四八字を載せるも祖憲録はこれを欠く。
- (40) 續略は「師作五位正偏頌」を「又作五位頌」に作る。大統には「師作」の二字なし。
- (41) 續略は「午」を「半」に作る。
- (42) 續略は「玉」を「木」に作る。
- (43) 續略、大統は「攜」を「携」に作る。
- (44) 續略、「崑」を「鬼」に作る。
- (45) 續略、「刀」を「刃」に作る。
- (46) 續略、「兼」を「偏」に作る。
- (47) 續略、「不彰」を「完全」に作る。
- (48) 續略、「珍弊都來門外談」を「脱珍著弊入圓來」に作る。
- (49) 續略、「肯落」を「踏破」に作る。
- (50) 續略、「道」を以って文を終る。
- (51) 大統、「道」の後に「金皇統己巳臘月十二示寂、茶毘建塔仰山、壽六十九、臘五十一、小師於灰燼中得牙骨塔陽臺山清水院側」の四十六字あり。青州の条、これを以って終る。(原文は寂、臺は異体字)
- (52) 原文、間の右下端に○句点を付するも、読点が可なら

ん。従つて字間を空ける要なし。

(53) 原文、眷の右下端に読点を付するも、二字遡上して「山」の右下端に置くを妥当とす。

(54) 原文、句点を惟の右下端に付するも「來」の右下端に置くが可ならん。

(55) 原文、●(読点)を「示」の右下端に付するも「諦」の右下端に置くを妥当とみる。

(56) 「至」以下は門人の追記と目されるが故に、且く行を改む。

(57) 「茶」は多く「茶」に作るも、いまは原文に従う。

(58) 「方」の下端、句点を付するが可ならん。

(59) 「百」の下端、読点を置くを妥当とす。

(1) 青州普照希辨禪師 (2) 江西洪州黃氏の子、出家受具し、大乘を精らむ。政和の間遊方し、鹿門覺に参ず。

問う、尽大地はこれ当人一卷の経、尽乾坤これ当人の一隻眼。門曰く、汝一卷の経に遮却せらる。師对えんと擬す。門曰く、不快添桶。師は豁然として大透脱を得たり。

印記を受けし後、また命を秉りて芙蓉楷祖を礼し、年を経て深く淘汰を獲、出でて泗水の龍門山に居る。宣和の間

(一一一九一一二五)、青州の天寧に遷り、天會の間(一一三一一一三七)、燕京の奉恩および萬壽に住す。晩に仰山

智法編『洞上祖憲録』について(長谷部)

に居り、天眷庚申(一一四〇)また萬壽を領す。師は室中に百問を設け諸来を勘驗す。門人集成して青州百問(9)というを為る。

問う、声前(10)に薦得せば今時に落在し、句後に承当せば頭に迷いて影を認む。作麼生かこれ空劫前の自己。

問う、二辺は純ら立つること莫れ。中道にも須く安んずべからず。且く道え、甚麼の処に相見してか、この端的を得しやを。

問う、回頭転位しては、直に須く角を戴き毛を披すべし(11)。喚んで畜生となすことを得るや。

問う、念念に釈迦出世し、歩歩に弥勒下生すと。なんすれぞ心を擬すれば即ち錯り、念を動ずれば即ち乖くとや。

問う、口ありて讚するも尽さず、言なくして心おのずから明。これ則ち虚空を裂破す。これ則ち鬼家の活計ならず。上人端的の処、一句を道い將ち来れ。

この時門庭闊達、憧憧として室に籌るも、師の旨趣に透るは極めて難し。ただ北方二百余年、燕秦齊晉の間、この室に入る者は皆その後学なり。

師嘗つて洞山が示すところの四賓主の話を挙げ、賓中賓に頌して曰く、天涯に奔走して幾たびか春を経、

学を負い功を論じて日に転た貧なり。行海の淵深きも須く遍渉すべし。義天は空闊にして塵を容れず。

寶中主に頌して曰く、衣穿れ、瘦骨露れて余すなし。独り寰区を鎮めて太初を暉かす。三尺の匣中に佞劍を誅し、百囊篋裏に賢書を薦む。

主中賓に頌して曰く、丹墀の辺静かにして九宮開き、万里の江山は点埃を絶す。欄衫を脱却して席帽を戴き、声声ただ道う那辺来と。

主中主に頌して曰く、重重幽にして紫烟は岑を鎖ざし、古洞の竜吟じて霧氣深し。木女唱えて紅燄の裏に帰り、石人歩を運んで知音を覓む、と。

師、五位正偏頌を作りて曰く。

正中偏、斗柄初めて横たう午夜の前、密室に竜鳳は燭を然さず、広寒たる宮殿の月、天に当る。

偏中正、玉女は手に無字の印を携う。失暁の崑崙暗にして眉を皺め、自然は羞看す秦時の鏡。

正中来、劍樹刀山また自ら摧く。木馬の嘶声は月殿を離れ、九重旧に依って蒼苔を鎖す。

兼中至、大用縦横巧智なし。漁歌樵唱金門に謁す。太平はこれ將軍の致せるにあらず。

兼中到、頭角彰れず異号なし、珍弊都来門外の談、縦横に肯落す今時の道。

師は金の皇統九年臘月に微恙を示す。自ら記略を手書して曰く、余の法号は希辨、俗姓は黄、曾祖先の祖は江南洪州の人、元豊の間（一〇七八—一〇八五）、先祖は官を安陸に守る。未だ任を終えずして捐館す。余は安陸に生れ、十一

歳、父憂に丁り、服闋して出家せり。十八受具、二十歳、方に遊ぶ。先に雲門、臨濟に参じ、後に襄州の鹿門山政和萬壽禅寺、第一代和尚、諱は自覺というに参す。政和五年

の冬雪夜に発明せり。扞且に印証して曰く、汝は真に吾が宗再来の人なり、然れば汝はよるしくこれに久しく住すべからず。宜しく山東の沂州に往き、芙蓉和尚、諱は道楷

を礼し去るべし、と。半載を経、潜かに装して鹿門を離れ、鄧州に到り諱・誦二師に参す。また西洛を過ぎり、少林初、法王雅、寶林深の諸師に参じ、みな契可を蒙る。迤灑

として遍参し、遂に沂州に至り、芙蓉老和尚を礼し、参侍して年を経て深く淘汰を獲、并びに記荊の頌二首を授けらる。次に襄慶府泗水県の龍門山に往きて庵居す。宣和の

間、青帥董待制、三禅長老と礼儀を備え、専使に命じて天寧寺に住せんことを請わしむ。前後三請せられ、已むをえ

ずして命に応じ、住すること八載を経たり。⁽²⁵⁾ 本朝の兵、青社を破り、⁽²⁶⁾ 遂に燕京に至る。初め奉恩に住し、次いで華嚴に住す。⁽²⁷⁾ 乃ち今の萬壽寺これなり。晩に仰山に住す。⁽²⁸⁾ 天眷三年、城に入り、また大萬壽寺に住す。皇統六年九月、退いて仰山に帰る。ああ、余は三十年、かたじけなくも宗旨を伝持し、四來を接待するに惟だ一真諦、学徒には仏祖未生前の事を示し、未だ常に古人の公案を以って初機を惑乱し、識情知解を増長せしめず。左敲右撃するに至りては、伊をして皮膚脱落、穩歩無疑ならしむるのみ、後の学者、深く宜しく全身を尽時中に放つべし。一息不来底の人、忽然として絶後に重ねて甦るが如きんば、始めて人に従わずして得るなることを信ぜん。金の皇統九年十二月八日、病中に此を書し、以って塔記となす。⁽²⁹⁾

十二日亥の刻に至り、師⁽³⁰⁾また偈を書し、端坐して逝く。茶毘して塔を仰山の棲隱に建つ。南宋、高宗の紹興十九年己巳に当る。芙蓉の示寂、重和戊戌月日を去ること三十一年計りなり。

天徳三年三月十五日、宛平泉陽臺山清水禪院⁽³¹⁾の山主、小師比丘正寂⁽³²⁾、また建塔立石して曰く、師、当年十二月十二日、書偈垂誠し、怡然として逝く、十五日茶毘し、仰山の

智法編『洞上祖憲録』について（長谷部）

棲隱寺に葬る。正寂は遂に茶毘灰燼中において、微小なる靈骨を收拾し、舍利数十粒を得、また牙一枝を獲たり。念うに先師は、仰山、万寿に住持として大いに宗門を振うと雖も、彼の二処は立して十方⁽³³⁾と為す。ただ清水の度僧は三百に近し、もし建塔立石せざれば、切に向後年深くして依止を失せんことを恐る。衆と共に議し、遂にこの塔を建て、以って久遠の伝と為す。

注

- (1) 金代には益都府、ここでは先行する宋代の称呼を踏襲したものであろう。
- (2) 青州府城の東北隅にありし寺刹、古名は皇化寺。
- (3) 會元續略、續燈存稿、續指月、五燈全書等の諸書は、何れも「一辯」と署す。祖憲録に引く記略に、師自ら法号は希辨であると記しているから、これを採るべきであらう。祖燈大統は希辯となす。
- (4) 尺大地云々の機語は、もと普照撰の『洞燈紀略』に引くところという。『正名録』巻五、五六頁参照。
- (5) 『碧巖録』第五則には「漆桶不會」と見える。漆桶は暗黒の義、また迷妄の闇に喩う。『續指目錄』『五燈全書』には「快」の後に「去」字あり。
- (6) 後出の記略によって希辯が鹿門を去って諸師に参じた年

月を繰って考えるに、芙蓉楷に参じた時期は、政和七年を遡ることはなからう。その頃道楷は、山東省沂州の芙蓉庵に在ったとみられる。道楷は、翌重和元年に寂したから、師の参学は芙蓉の最晩年に相当する。

(7) 泗水には県の北三十里の地にある龍山が知られるのみ。沂州の西北五十里に、龍門山あり、泗水に属すとは見なし難いが、芙蓉の所住に遠からぬ地で、泗水県ともさほど距つてはいない。

(8) 灯書は多くの希辯の主たる住地を、青州の普照寺とみなし、「青州普照希辯」として立伝している。それにも拘らず師が普照に住したこと、またその年時については何れの灯書にも触れられていない。祖憲録には、宣和の間、董待制等の請を受け、希辯は泗水から青州天寧に遷ったことがいわれているのみである。とすれば普照と天寧とは名を異にするも同一の寺刹を指すとみる他はない。山東省内の各府内に、普照の名を有する大刹が多く、沂州普照が天寧萬壽の別称で知られているところからも考えられないことではない。

(9) 希辯歴住の諸寺のうち、北京では大興県に驢市衢街と北居賢坊に報恩寺があったことが知られるが、奉恩については不明である。後に百問に頌した林泉や同系の萬松が住した報恩寺と同一であるとも考えられる。萬壽は百問に、

中都大萬壽寺とあるのがそれであろう。別に華嚴を称した。仰山は宛平県西七十里仰山にあり。金代の棲隱寺で、後にこの一門の諸師が住した。

(10) 声前は、音声の発現する以前、諸仏千聖出現以前の不説のところ、續略には「声前」に始まる百問中の第一問の前に、祖憲録とは異なる五十六字から成る一連の記述が見える。次いで一に曰く、として声前以下の文を載す。

(11) 「曹山三種墮」の一、「人天眼目」卷三、大正蔵四八一三一七c。

(12) 『續燈存稿』は「盡」を「擧」に作る。

(13) 宏智覺、兼中到に「斗柄横斜」とあり。眼目、卷三。大正蔵四八一三一五b。

(14) 存稿は、「然」を「燃」に作る。

(15) 『曹山録』下、眼目、卷三に見える失曉老婆（偏位）逢（尋）古鏡（正位）にそれぞれ対応。秦時鏡は始皇が靈神より授かったという能く病を明察する鏡、また靈性に喩う。

(16) 存稿は「木」を「玉」に作る。

(17) 珍は珍御之服、本来成仏の第一義諦をいう。碧巖録、第六則評唱に「脱珍御服、著弊垢衣」とあり。『法華經』信解品に麤弊垢膩と見え、阿含小乘に喩う。ここではそれをすべて門外の談となし、また向下道に入ることをいう。

(18) 治所は江西省南昌県。

(19) 湖北省安陸県、祖父の任地。

(20) 服喪期間が過ぎてから出家したというのであろう。普通父母の死には三年といわれているが、実際には二十七月月という。Mayers; The Chinese Government app. 1, p. 129 参照。

(21) 湖北省襄陽府襄陽県東南三十里にあり、旧名蘇嶺山。

(22) ここには希辯が鹿門を発し、北上して鄧州の丹霞に到り、諄・誦二師に参じたことがいわれている。子淳は崇寧三年、丹霞に出住し、それより政和四年まではここに住したとみられている。祖憲録には、希辯は自覺に印証された政和五年の冬から半年を経て鄧州に赴いたと記されているところから、師がこの地に到ったのは政和六年の前半頃であったと推定される。塔銘によれば子淳は、唐州の大乗を経て大洪山に住していたとみられる。とすれば子淳が前住の地、鄧州を訪れることがあり、その時希辯がこれに面晤の機を得たとみる以外、両者の出会いを立証する術はない。何れにしても短期間であったに相違ない。因みに宇井博士は嘉泰普燈、五燈會元等により、禮誦の寂を政和五年とされている。淨符は旧録の記を疑い、子淳は政和五年の時点には、丹霞にあり、禮誦は天寧に住したとみている。淨符が如何なる資料によったかは明かでないが、子淳の示

智法編『洞上祖憲録』について (長谷部)

寂を宣和元年とし、禮誦がその後を承けて丹霞に住したものとみなしている。禮誦が政和五年に示寂したとすれば子淳の後を襲い丹霞に住することはあり得ないから、というのであろう。しかし子淳の寂年について、塔銘に記するところを否定するには、より確かな根拠を提示する要がある。子淳が政和四年に丹霞を退き、その後禮誦が継席し、政和五年に寂したとするのは一応考えられる線であるが、希辯の記略にいうところと齟齬を来たすことになる。智楷は『正名録』巻五に、鹿門丹霞両家歲月記として、それぞれ塔銘の記載により、年次を明記しているが、子淳については、崇寧三年丹霞に住したといい、大乗山に入った年時は挙げていないが、政和七年に大洪山に遷り、宣和元年に示寂したと述べている。これは祖燈大統、辨訛、祖憲録にいうところと同様の説で、記略に見える希辯の事跡と比較して、年次の上で矛盾するところはない。

(23) 初、雅はそれぞれ嵩山。深についても不詳であるが、雪峰譽の嗣、寶林琛は、年代の上ではおおむね合致する。しかしその所住は福州であるから、地域的な面から両者の関係づけは無理とみられる。

(24) 芙蓉に参じたことについては先に一言されている。またその時期に関しては、注(6)に少しく論及するところがあった。ここに参侍経年とあるから、政和六年の末、もし

くは七年から、年を越えて道楷示寂の年、重和元年まで、随侍したのではないかと推測される。

(25) 希辯は宣和年中に青州天寧の請に応じ、住すること八載に及んだといわれているから、これが主たる住地とみなされたのは当然である。注(8)に触れたように、師は青州普照希辯として立伝されているが、これまた天寧が即普照であることの一証たり得よう。天寧に住した年時は不詳であるが、宣和初年からであったとしても、天會四年頃までに及ぶわけである。

(26) 師は主に金の治下において化を張った人であるから、本朝とは金を指していつているものと解される。青社は、それまで師が住した青州のことであろう。「甘泉通塔記」に辯が芙蓉に侍した後、衆を青社に領したという。因みに宣和四年、宋の宦官童貫が河北の宣撫使に任ぜられ、軍十五万を統率して燕京に遼を攻めるも破れた。宋の大敗を知り金軍は、長駆して燕京に入った。この前後に燕京周辺では、宋、遼、金三国の間で勢力の角逐が行われたようである。金軍の前進基地として重要な山東省の青州を、金軍が陥れた時期は確認し難いが金軍の燕京入りより多少遅れるものとみられる。天會六年に完顔宗弼が宋の鄭宗孟の軍を青州に破ることあり。『金史』本紀第三、圖書集成、光緒戊子刊本、三紙。柏楊『中国歴史年表』下冊九三四頁以下。

(27) 希辯は、天會六、七年の間、華嚴即ち萬壽に住し、この時百問を垂示して学者を勘驗したと伝えられる。『正名録』卷五、六十五頁。この頃山東は擾乱の渦中にあつたといわれるから、燕京の方が化導に便であつたに相違ない。外山軍治『金朝史研究』一八三頁以下参照。なお奉恩に住したのは、天寧在住前後の事情から推して、天會五年頃ではないかと考えられる。

(28) 注(9)参照。甘泉通塔記によれば、辯が仰山に住したのは天會の間であつたという。

(29) 記略は「希辯」が余はと一人称を以って親しく手書したものであるが、文はこれをもって終るものと解せられる。

(30) ここには「師は」とあり。第三者（恐くは門人）が記述したらしい形跡が認められる。『續指目録』の編者は、「又叙示願末云、皇統九年臘八、新書塔記、十二亥刻示寂、試問、此數語爲是未死之先、預爲叙耶。抑亦死後復起再叙耶、其僞三也。」と述べ、これを僞碑として非難しているが、右のように解すれば格別異とするには足りないわけである。

(31) 金代の初葉に存した清水禅院も陽臺山にあり。清代に編纂された地志の類にはその痕跡すら留めていない。該寺は恐らく宛平県内、仰山に近接した所であろう。いま『畿輔通志』を繙くと、その卷五十七に、県西一百里、西湖山下

の潭より西行すること十里、さらに西北方十里の地点に清水澗あり、山は門の如く、行くこと二十里ばかり、嶺あり。また西一里ばかり、山峻しく蘭若二あり、その一を松陽というとあり、また『日下舊聞考』には西湖山に清水村あり云々と見えるという。寺名は山川地名と係わりがあることも少くないので参考のために記しておく。

(32) 希辯の嗣としては、大明寶、甘泉通、慈雲覺、玉溪通、普照寶等が知られているが、正寂は顕れていない。ただ『祖燈大統』目録に、清水正宗(寂の誤りか)と名のみ録されている。

(33) 仰山、萬壽がともに十方利であったこと。

洞上祖憲録の巻首には、序、洞宗世次考正に続いて「祖憲目録」と題し、本書に収録されている師僧のすべてを、巻別に順次羅列している。

ここには、少林下の世代数、嗣法の師名を補って師承関係を明かにし、巻数、頁数を附記して、兼ねて索引としても利用できるようにした。なお師名の表記には若干不備も認められるが、本書の目録のままとした。

洞上祖憲録所収師僧一覽

少林下世代		本師	住地法諱	卷・頁
第一冊				
第一一世	雲巖晟	瑞州洞山悟本	一一	一一
第二二世	洞山价	南康雲居道膺	一一	一八
第二二世	洞山价	撫州曹山本寂	一一	二三
第二二世	洞山价	撫州疎山匡仁	一一	二九
第二二世	洞山价	隨州青林師虔	一一	三二
第二二世	洞山价	洛京白馬遁儒 ^{*i}	一一	三三
第二二世	洞山价	滄州龍牙居遁	一一	三三
第二二世	洞山价	瑞州九峰普滿	一一	三五
第二二世	洞山价	益州北院通	一一	三六
第二二世	洞山价	京兆華嚴休靜	一一	三六
第二二世	洞山价	澧州欽山文遠	一一	三七
第一三世	曹山寂	撫州金峰從志	一一	三九
第一三世	雲居膺	洪州同安丕	一一	四一
第一三世	疎山仁	隨州護國守澄	一一	四二
第一三世	疎山仁	洛京靈泉歸仁	一一	四二
第一三世	青林虔	襄州廣德義	一一	四三

第一三世	青林虔	襄州石門獻蘊	一	四四	第一九世	芙蓉楷	東京淨因枯木成	二	六四
第一三世	九峰滿	洪州同安 威	一	四五	第一九世	芙蓉楷	南陽丹霞子淳	二	六四
第一四世	同安丕	洪州同安 志	一	四五	第一九世	芙蓉楷	襄州鹿門自覺	二	六五
第一四世	廣德義	襄州廣德 延	一	四六	第一九世	芙蓉楷	襄州石門元易	二	六六
第一四世	廣德義	襄州廣德 周	一	四七	第一九世	芙蓉楷	西京天寧禧誦	二	六七
第一四世	石門蘊	襄州石門慧徹	一	四七	第一九世	芙蓉楷	寶峰闡提惟照	二	六七
第一五世	同安志	鼎州梁山緣觀	一	四八	第一九世	少林恩	隨州大洪守遂	二	六八
第一五世	石門徹	襄州石門紹遠	一	四九	第二〇世	淨因成	鄧州丹霞普月	二	六九
第一六世	梁山觀	鄧州太陽警玄	一	四九	第二〇世	丹霞諄	杭州崇先眞歇了	二	六九
第一六世	梁山觀	澧州藥山利昱	一	五二	第二〇世	丹霞諄	明州天童宏智	二	七一
第一六世	石門遠	長沙道吾契詮	一	五二	第二〇世	大洪遂	隨州大洪慧照	二	七一
第一七世	太陽玄	鄧州興陽清剖	一	五二	第二〇世	鹿門覺	青州普照希辯	二	七五
第一七世	太陽玄	南嶽福嚴審承	一	五三	第二〇世	鹿門覺	東京華嚴慧蘭	二	七七
第一七世	太陽玄	襄陽白馬歸喜	一	五三	第二〇世	寶峰照	江州圓通眞際	二	七八
第一七世	太陽玄	紹興雲門靈運	一	五四	第二〇世	寶峰照	興國智通景深	二	七九
第一七世	太陽玄	舒州投子義青	二	五四	第二一世	崇先了	明州天童宗珏	二	七九
第一七世	道吾詮	彰德天平契愚	二	五六	第二一世	天童覺	明州雪竇聞庵宗	二	七九
第一八世	投子青	東京天寧道楷	二	五六	第二二世	天童覺	淨慈自得慧暉	二	八〇
第一八世	投子青	嵩山少林報恩	二	六一	第二二世	天童覺	明州瑞巖臆石恭	二	八一
第一八世	投子青	長安福應 文	二	六三	第二二世	天童覺	襄州石門法眞	二	八二

第二一世	天童覺	眞州長蘆琳	二	八二	第三〇世	萬安殿	嵩山凝然了改	三	一〇九
第二二世	普照辯	磁州太明寶 ^{※2}	二	八二	第三一世	嵩山改	嵩山俱空契斌	三	一一〇
第二三世	普照辯	中都慈雲覺	二	八三	第三二世	嵩山斌	西京定國無方	三	一一一
第二四世	天童珏	雪竇足庵智鑒	二	八四	第三三世	定國從	嵩山月舟文載	三	一一二
第二五世	大明寶	太原王山體 ^{※3}	二	八四	第三四世	嵩山載	順天宗鏡大章書	三	一一九
第二六世	雪竇鑒	天童長翁如淨	二	八五	第三五世	宗鏡書	少室幻休常潤	三	一二〇
第二七世	王山體	磁州太明雪巖滿 ^{※4}	二	八七	第三五世	宗鏡書	建昌廩山蘊空忠	三	一二〇
第二八世	雪巖滿	燕京萬松行秀	二	八七	第三六世	少室潤	北京大覺慈舟念	三	一二一
第二九世	天童舉	明州天童雲外岫	二	九〇	第三六世	少室潤	嵩山無言正道	三	一二二
第三〇世	萬松秀	燕京萬壽雪庭裕	二	九〇	第三六世	廩山忠	建昌壽昌無明經	三	一二三
第三一世	萬松秀	燕京報恩從倫	二	九二	第三七世	大覺念	紹興雲門湛然澄	四	一二八
第三二世	天童岫	雪竇無印大證	二	九二	第三七世	壽昌經	信州博山無異來	四	一三九
第三三世	萬壽裕	嵩山靈隱文泰	三	九三	第三七世	壽昌經	建陽東苑晦臺鏡	四	一五七
第三四世	萬壽裕	太原中林智泰	三	九三	第三七世	壽昌經	福州鼓山永覺賢	四	一六一
第三五世	萬壽裕	濟南靈巖淨肅	三	九四	第三八世	雲門澄	洪州百丈瑞白雪	五	一七一
第三六世	嵩山泰	河南寶應還源遇	三	九四	第三八世	雲門澄	紹興東山爾密復	五	一八八
第三七世	靈巖肅	河南寶應永達	三	九五	第三八世	雲門澄	杭州龍門石雨方	五	一九七
第三八世	寶應遇	南陽香嚴淳拙才	三	九五	第二冊				
第三九世	靈巖潔	天界雪軒道成	三	九六	第三八世	東苑鏡	江南天界覺浪盛	六	一一一
第四〇世	香巖才	南陽萬安松庭嚴	三	九八	第三八世	雲門澄	杭州愚庵三宜孟	六	一一一

智法編『洞上祖憲錄』について(長谷部)

第三九世	瑞白雪	湖州弁山久默音	六一二一	第三九世	爾密瀆	紹興蜀阜啓明鑑	一〇一六三
第三九世	瑞白雪	端州洞山孤崖聰	六一二六	第三九世	石雨方	杭州龍塘遠門柱	一〇一七六
第三九世	瑞白雪	長興佛川離言義	六一三二	第三九世	三宜孟	嘉興東塔爲則範	一〇一七七
第三九世	瑞白雪	衡陽西山遼谷源	七一三九	第三九世	瑞白雪	湖州資福伴我侶	一〇一九一
第三九世	瑞白雪	長興紫梅淑安周	七一四一	第三九世	瑞白雪	嘉禾福善雲松品	一〇一九五
第三九世	瑞白雪	潛山三祖破閣燈	七一四四	第三九世	石雨方	杭州白巖位中符	一一二〇三
第三九世	瑞白雪	洪州百丈石澗泐	七一五四	第三九世	嵩乳密	淮安檀度南庵依	一一二二三
第三九世	瑞白雪	寧州雲巖元潔瑩	七一五六	第三九世	爾密瀆	紹興明覺寧遠地	一一二二三
第三九世	瑞白雪	道林鏡愚 慧	七一六九	第三九世	石雨方	光相至善 得	一一二二九
第三九世	瑞白雪	寧州西峰獅吼振	七一七一	第三九世	石雨方	嚴州烏龍深谷岑	一一二三三
第三九世	瑞白雪	宜興善權百愚斯	八一七六	第三九世	石雨方	杭州南山天愚寶	一一二三五
第三九世	瑞白雪	蘇州金僊蕃光璨	八一九四	第三冊			
第三九世	爾密瀆	紹興清化惟岑蟻	八一〇一	第三九世	爾密瀆	杭州蒲曇自若深	一一二二一
第三九世	瑞白雪	衡陽義山且拙訥	八一〇六	第三九世	覺浪盛	杭州崇先觀濤奇	一一二二三
第三九世	瑞白雪	潭州荆紫萬仞壁	九一一二	第三九世	石雨方	杭州徑山夢庵律	一一二一三
第三九世	石雨方	建浦無量來雲現	九一一三	第三九世	石雨方	杭州龍門樵風妙	一一二二〇
第三九世	覺浪盛	江南樓霞竺庵成	九一一七	第三九世	石雨方	杭州淨性紫僊陽	一一二二四
第三九世	石雨方	紹興寶壽大鼎新	九一一六	第三九世	覺浪盛	吉水龍華梅逢忍	一一二二七
第三九世	瑞白雪	紹興曹山泱水洽	九一一〇	第三九世	覺浪盛	江南天界巨音選	一一二三四
第三九世	瑞白雪	湖州獨園玄素體	九一一六	第三七世	無明經	建昌壽昌閻然謚	一一三四三

第三八世	湛然澄	紹因明因麥浪懷	一三一	四四	第三九世	具足有	紹興寶泉素端道	一四一	一〇
第三八世	湛然澄	紹興香雪具足有	一三一	四八	第三九世	瑞白雪	荆谿衍慶石鼓滋	一四一	一四
第三八世	無異來	廣信博山雪關閻	一三一	四九	第三九世	石雨方	紹興寶福九達達	一四一	一六
第三八世	無異來	淮安檀度嵩乳密	一三一	五六	第三九世	瑞白雪	青谿西水丹溟幢	一四一	二〇
第三八世	無異來	福州長慶宗寶獨	一三一	六一	第三九世	爾密瀆	杭州普明石照燁	一五一	二一
第三八世	永覺賢	福州鼓山爲霖霽	一三一	六五	第三九世	石雨方	衢州南華界滋澤	一五一	二六
第三八世	無異來	江寧獨峰竹山嚴	一三一	六八	第三九世	瑞白雪	南安谷山金峰雲	一五一	二九
第三八世	無異來	建寧廻龍古航舟	一三一	七一	第三九世	石雨方	西鏞證果印如成	一五一	三三
第三八世	無異來	廣信博山雪澗奉	一三一	七四	第三九世	石雨方	婺州文峰樵之玉	一五一	三四
第三八世	無異來	廬江冶父星朗雄	一三一	七七	第三九世	覺浪盛	吉州青原嘯峰然	一五一	三八
第三九世	瑞白雪	紹興梅山歷然相	一四一	八一	第三九世	覺浪盛	建昌壽昌雙峰存	一五一	四二
第三九世	瑞白雪	天台護國眠石蘊	一四一	八五	第三九世	三宜孟	紹興妙峰指源信	一五一	四四
第三九世	瑞白雪	虔州峯崗不溢滿	一四一	八九	第三九世	三宜孟	嘉善慈雲偃亭挺	一五一	四八
第三九世	瑞白雪	虔州峯崗謂斯教	一四一	九二	第三九世	覺浪盛	江寧天界方融爾	一五一	五四
第三九世	瑞白雪	虔州興國中慈	一四一	九三	第三九世	三宜孟	茗谿鳳山妙叶啓	一五一	五八
第三九世	瑞白雪	湖州佛燈白巖博	一四一	九八	第三九世	麥浪懷	紹興彌陀無跡敏	一五一	六一
第三九世	石雨方	古虞象田即念現	一四一	九九	第三九世	三宜孟	樗里保寧端實嚴	一五一	六三
第三九世	瑞白雪	蕭山道林離愚志	一四一	〇二	第三九世	三宜孟	紹興能仁盟石息	一六一	六五
第三九世	瑞白雪	贛州鳳日本珠玕	一四一	〇四	第三九世	覺浪盛	建昌壽昌其天浩	一六一	七一
第三九世	瑞白雪	紹興曹山起元生	一四一	〇八	第三九世	覺浪盛	新城福山石潮寧	一六一	七四

第三九世	覺浪盛	吉州青原墨歷智	一六一一七九
第三九世	三宜孟	上虞龍田柏子地	一六一一八二
第三九世	爾密液	紹興融光白闍音	一六一一八六
第三九世	宗寶獨	廬山歸宗天然星	一六一一八七
第三九世	覺浪盛	杭州大慈石公瓊	一六一一九一
第三九世	覺浪盛	吉州青原叶妙權	一六一一九三
第三九世	覺浪盛	蘄水普濟御之龍	一六一一九六
第三九世	覺浪盛	江寧弘濟蒲庵健	一六一一九九
第三九世	雪閑闍	廣信博山粟如瀚	一六一二〇一
第三九世	古航舟	建州歸宗南詢參	一六一二〇三
第三九世	星朗雄	廬江治父南洲月	一六一二〇四
第三九世	嵩乳密	淮安洪福靈皎燭	一六一二〇八

※1 會元は遁儒を遁證に作る。

※2、3、4 會元續略、續指月録等、太を大に作る。

【附記】 寄稿してから刊行まで相当の時日を経過し、その間出版界の事情に変化があったが記述内容はそのままとしたことを申し添える。